

電気需給約款

家庭用低圧 [契約電流 60A 以下]
(ふあみりあプラン)

2026年4月1日

アストモスエネルギー株式会社

電気需給約款目次

| | |
|--------------------------|----|
| I. 総則 | 2 |
| 1. 適用 | 2 |
| 2. 用語の定義 | 2 |
| 3. 単位および端数処理 | 3 |
| 4. 実施細目等 | 3 |
| II. 契約について | 3 |
| 5. 本契約の申込み | 3 |
| 6. 契約の要件 | 4 |
| 7. 本契約の成立および契約期間 | 4 |
| 8. 電気需給契約の単位 | 5 |
| 9. 供給の開始 | 5 |
| 10. 承諾の限界 | 5 |
| III. 契約種別および料金 | 5 |
| 11. 契約種別 | 5 |
| 12. 日割計算 | 6 |
| IV. 料金の算定および支払い | 6 |
| 13. 料金の適用開始の時期 | 6 |
| 14. 電力使用量の計量および検針 | 6 |
| 15. 料金の算定および算定期間 | 7 |
| 16. 料金の支払方法および支払期日 | 7 |
| V. 使用 | 8 |
| 17. 適正契約の保持 | 8 |
| 18. 電気の使用に伴うお客様の協力 | 8 |
| 19. 供給の中止または使用の制限もしくは中止 | 10 |
| 20. 制限または中止の料金割引 | 10 |
| 21. 損害賠償の免責 | 10 |
| VI. 供給および契約の変更、終了 | 10 |
| 22. 契約の変更 | 10 |
| 23. 電気需給約款の変更 | 11 |
| 24. 名義の変更 | 11 |
| 25. お客様の申し出による解約 | 11 |
| 26. 供給の停止 | 12 |
| 27. 契約の解除および期限の利益の喪失 | 12 |
| 28. 供給停止の解除 | 13 |
| 29. 違約金 | 13 |
| 30. 電気需給契約消滅後の債権債務関係 | 13 |
| 31. 工事費等の負担 | 13 |
| VII. その他 | 13 |
| 32. 管轄裁判所 | 13 |
| 附 則 | 14 |
| 別 表 | 15 |

I. 総則

1. 適用

- (1) この電気需給約款（以下「本約款」といいます。）は、当社指定の方法または書面により申込みいただいた低圧で供給を受けることを希望されるお客さまに対して、各一般送配電事業者の供給区域内の需要場所に電気を供給するときの電気料金その他の供給条件等を定めたものです。
- (2) お客さまおよび当社は、当社指定の方法または書面による申込内容および本約款（以下併せて「本契約」または「電気需給契約」といいます。）に定められた事項を遵守するものとします。

2. 用語の定義

以下の言葉は、本契約においてそれぞれ以下の意味で使用します。

- (1) 一般送配電事業者
電気事業法第2条第1項第9号に定める一般送配電事業者をいいます。
- (2) 媒介業者
電気事業法第2条の13第1項に定める、小売電気事業者である当社が行う小売供給に関する契約の締結の媒介を業として行う者であり、当社がお客さまに別途通知する場合を除き、本契約締結に先立ちお客さまに交付される電気事業法第2条13第2項に基づく重要事項説明書に記載された「媒介業者（販売代行者）」をいいます。
- (3) 夏季
毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。
- (4) その他季
毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。
- (5) 供給地点
当社が、一般送配電事業者から、お客さまに電気の供給をするために行う接続供給にかかる電気の供給を受ける地点をいいます。
- (6) 供給地点特定番号
対象供給地点を特定するための識別番号をいいます。
- (7) 契約主開閉器
本契約にもとづき設定される遮断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路を遮断し、お客さまが使用する最大電流を制限するものをいいます。
- (8) 契約電流
お客さまが使用できる最大電流（アンペア）をいい、交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値とします。
- (9) 契約負荷設備
本契約上、お客さまが使用できる負荷設備をいいます。
- (10) 小売供給
一般送配電事業者が維持し、運用する供給設備を介して、当社が、小売電気事業として、お客さまに電気を供給することをいいます。
- (11) 再生可能エネルギー発電促進賦課金
再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいい、別表2「再生可能エネルギー発電促進賦課金」に定めるところによります。
- (12) 需要場所
1建物をなすものは1建物を1需要場所とします。なお、1建物をなすものとは、独立した1建物をいいます。ただし、複数の建物であっても、それぞれが地上または地下において連結され、かつ、各建物の所有者および使用者が同一のとき等建物としての一体性を有していると認められる場合は、1建物をなすものとみなします。また、看板灯、庭園灯、門灯等建物に付属した屋外電灯は、建物と同一の需要場所とします。
- (13) 消費税等相当額
消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。

(14) 接続供給

当社がお客さまに電気の供給を行うために必要となる、当社が一般送配電事業者から受け
る電気の供給をいいます。

(15) 接続供給契約

当社がお客さまに電気の供給を行うために必要となる、当社が一般送配電事業者と締結し
た接続供給にかかる契約をいいます。

(16) 託送供給等約款

接続供給契約の内容を規定する一般送配電事業者の約款で、電気事業法第18条第1項に
もとづき経済産業大臣より認可を受けたものをいいます。

(17) 低圧

標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。

(18) 電灯

白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）
をいいます。

(19) 小型機器

主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器を
いいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または
妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

(20) 動力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(21) 燃料費調整額

燃料費の変動を電気料金に反映させるため調整額をいい、別表1「燃料費調整」に記載の
方法により算出された値をいいます。

3. 単位および端数処理

この需給約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりと
します。

- (1) 使用電力量の単位は、1キロワット時(kWh)とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨
五入します。
- (2) 力率の単位は、1パーセント(%)とし、端数は小数点以下第1位で四捨五入します。
- (3) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。た
だし、消費税等相当額を加算して申し受ける場合には、消費税が課される金額および消費税
等相当額の単位は、それぞれ1円とし、その端数は、それぞれ切り捨てます。

4. 実施細目等

- (1) この需給約款の実施上必要な細目事項は、そのつどお客さまと当社との協議によって定めま
す。
- (2) この需給約款に定めのない特別な事項は、そのつどお客さまと当社との協議によって定めま
す。

II. 契約について

5. 本契約の申込み

- (1) 本契約の申込みは、あらかじめ本約款を承認の上、次の事項その他当社が求める事項を明
らかにして、当社指定の方法により媒介業者（媒介業者が存在しない場合には当社）に対して行
って頂く必要があります。かかる方法によらない本契約の申込みについて、当社は受け付けませ
ん。
 - イ 契約者名義
 - ロ 需要場所
 - ハ 供給地点特定番号
- (2) お客さまが電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、お客さまに
おいて無停電電源装置の設置等必要な措置を講じるものとします。また、お客さまが保安等のた
めに必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、保安用の発電設備の設置

または蓄電池装置の設置等必要な措置を、お客さまにおいて講じるものとします。

- (3) 当社は、以下の場合には、その申込みを承諾しないものとします。
 - イ お客さまが本約款の内容に承諾していただけないとき。
 - ロ その他当社の業務の遂行上支障があるとき。
- (4) お客さまが本約款によって支払いを要することとなった料金その他の債務について媒介業者（媒介業者が存在しない場合には当社）の定める期日を経過してなお支払われない場合には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を一般送配電事業者等へ当社が通知することがあります。

6. 契約の要件

お客さまに当社が電気を供給する際は、一般送配電事業者の供給設備を使用します。それにもともない、お客さまには、法令で定める技術要件、その他の法令等に従い、かつ一般送配電事業者の定める託送供給等約款における需要者にかかる事項および託送供給等約款で定める技術要件を遵守し、一般送配電事業者からの給電指令に従っていただきます。

7. 本契約の成立および契約期間

- (1) 本契約は、当社が、お客さまからの 5 (本契約の申込み) (1)の申込みを承諾したときに、本契約の定めに従い、当社とお客さまとの間に成立し、締結されたものとします。ただし、一般送配電事業者との接続供給契約に関する協議が調わない等の事情によるやむを得ない理由によって、電気を供給できないことが明らかになった場合には、当社は、本契約の成立の日に遡って本契約を解約することができます。この場合、当社はお客さまに理由をお知らせします。
- (2) 契約期間は、次によります。
 - イ 「電気需給契約締結のお知らせ」記載の供給開始予定日から、料金適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。）の末日までといたします。
 - ロ 契約期間満了日に先だってお客さままたは当社から本契約の終了または変更の申し出がない場合、本契約は、契約期間満了後も4月1日から翌年の3月31日までの1年間の契約期間にて同一条件で継続されるものとします。ただし、引越しなどによりお客さまがその需要場所での電気の供給を受けなくなることを理由とする本契約の終了の申し出の場合、お客さまは、契約期間満了日の15日前までに本契約を終了する旨の申し出をするものとします。
- (3) お客さまと当社との間で契約が成立した場合、本約款等、当該契約に関する供給条件を記載した書面（電気事業法第2条の14第1項に定める電気料金その他の供給条件を記載した書面をいいます。以下「契約締結後の書面」といいます。）については、遅滞なく、当社ウェブサイト上のお客さまの会員ページ「<https://mypage.astomos-denki-portal.jp/>」に掲載する方法によりお客さまに交付したものとみなすものとし、お客さまはこれを承諾するものとします。契約締結後の書面の交付をご希望の場合にはお問い合わせ先までご連絡下さい。
- (4) 21（損害賠償の免責）(6)で定める不可抗力を原因として当社が本契約の全部または一部の履行ができない場合、25（お客さまの申し出による解約）および27（契約の解除および期限の利益の損失）の規定にかかわらず、お客さま、または当社は本契約を解約または解除することができます。本項の解約または解除にともない生じる損害については、お客さまおよび当社はともに賠償責任を負わないものとします。当社が本条にもとづき本契約を解約または解除する場合、当社は、原則として、本契約を解約または解除する15日前までに解約日または解除日を明示し、お客さまに対して①本契約を解約または解除後、無契約となった場合には電気の供給が止まることおよび②お客さまが希望される場合には、電気を供給することが義務付けられている一般送配電事業者または小売電気事業者から電気の供給を受けることができることを説明します。
- (5) 電気需給契約を更新しようとする場合における供給条件の説明（電気事業法第2条の13第1項に定める料金その他の供給条件の説明をいいます。）を、更新後の電気需給契約の期間のみを説明し、かつ、電気事業法および電気事業法施行規則（以下「電気事業法等」といいます。）の定めに従い、契約締結前の書面（電気事業法第2条の13第2項に定める料金その他の供給

- 条件を記載した書面をいいます。) を交付することなく、当社のホームページに掲示する方法によることについて、お客さまはあらかじめ承諾するものとします。
- (6) 電気需給契約を更新した場合における契約締結後の書面交付については、電気事業法等の定めに従い、当社の名称および住所、契約年月日、更新後の電気需給契約の期間、ならびに供給地点特定番号を記載した書面を交付すれば足りるものとし、電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等により当該情報を提供することについて、お客さまはあらかじめ承諾するものとします。

8. 電気需給契約の単位

当社は、1供給地点特定番号について1契約種別を適用して、1電気需給契約を結びます。なお、1需要場所について電灯または小型機器と動力をあわせて使用する需要で、従量電灯のうちの1契約種別と低圧電力とをあわせて契約する場合があります。この場合、供給地点特定番号は、契約種別ごとに付与されます。

9. 供給の開始

- (1) 当社は、7(1)に定める承諾をしようとするときは、お客さまおよび一般送配電事業者と協議のうえ需給開始日を定め、需給開始日から、本契約にもとづく電気の供給を開始します。
- (2) 当社は、天候、用地交渉または停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかとなった場合には、あらためてお客さまおよび一般送配電事業者と協議の上、需給開始日を定めることとします。
- (3) 本契約に関して媒介業者が存在する場合、当社は、当該媒介業者に対し、供給開始後のお客さまからのお問合せ、お客さまへの連絡その他お客さまの対応業務を委託しております。したがって、本契約に別途定めるものを除き、当社との連絡については当該媒介業者を通じて実施いただることになります。

10. 承諾の限界

法令、電気の需給状況、供給設備の状況、料金の支払状況その他によってやむをえない場合には電気需給契約の申込みの全部、または一部をお断りすることがあります。この場合はその理由をお客さまにお知らせします。

III. 契約種別および料金

11. 契約種別

- (1) ふあみりあプラン
- イ 適用範囲
- お客さまの供給地点が、北海道電力ネットワーク株式会社、東北電力ネットワーク株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社、北陸電力送配電株式会社、九州電力送配電株式会社の供給区域に存する需要で、契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下を対象とします。また、お客さまの供給地点が関西電力送配電株式会社、中国電力ネットワーク株式会社、四国電力送配電株式会社の供給区域に存する、電灯または小型機器を使用する需要で、契約容量が6キロボルトアンペア未満を対象とします。
- ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数
- 供給電気方式および供給電圧は、交流单相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流单相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツまたは50ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。
- ハ 契約電流
- 契約電流は、お客さまの供給地点が、北海道電力ネットワーク株式会社、東北電力ネットワーク株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社、北陸電力送配電株式会社、九州電力送配電株式会社の供給区域に存する場合、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは

60 アンペアのいずれかとし、同一の供給地点において他の小売電気事業者からの切り替えにより供給を開始する場合は、当該小売電気事業者との需給契約終了時点の契約負荷設備、契約電流に準ずるものとし、引越し（転入）等の理由で新たに電気の供給を開始する場合は、供給開始時点で供給地点ごとに設定されている契約負荷設備、契約電流に準ずるものといたします。また、お客様の供給地点が関西電力送配電株式会社、中国電力ネットワーク株式会社、四国電力送配電株式会社の供給区域に存する場合、契約容量が 6 キロボルトアンペア未満である需要に適用し、契約電流は定めません。

二 料金

料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および別表 2 「再生可能エネルギー発電促進賦課金」によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を合計したものとします。ただし、電力量料金は、別表 1 「燃料費調整」によって算定された燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものとします。

(a) 基本料金

基本料金は、本プランでは課金しません。

(b) 電力量料金

電力量料金は、1月（15（料金の算定期間））に定める意味によります。以下同様とします。）の使用電力量につき、お客様の供給地点を供給区域とする一般送配電事業者の区分に応じて、以下の単価を適用して算定します。

| 供給区域 | 一般送配電事業者 | 電力量料金 | |
|--------|-----------------|-------------|-----------|
| 北海道エリア | 北海道電力ネットワーク株式会社 | 1 キロワット時につき | 42 円 27 銭 |
| 東北エリア | 東北電力ネットワーク株式会社 | 1 キロワット時につき | 37 円 45 銭 |
| 東京エリア | 東京電力パワーグリッド株式会社 | 1 キロワット時につき | 36 円 86 銭 |
| 中部エリア | 中部電力パワーグリッド株式会社 | 1 キロワット時につき | 26 円 95 銭 |
| 北陸エリア | 北陸電力送配電株式会社 | 1 キロワット時につき | 35 円 60 銭 |
| 関西エリア | 関西電力送配電株式会社 | 1 キロワット時につき | 22 円 50 銭 |
| 中国エリア | 中国電力ネットワーク株式会社 | 1 キロワット時につき | 37 円 06 銭 |
| 四国エリア | 四国電力送配電株式会社 | 1 キロワット時につき | 35 円 35 銭 |
| 九州エリア | 九州電力送配電株式会社 | 1 キロワット時につき | 24 円 75 銭 |

※上記の電力量料金単価は消費税等相当額を含みます。

12. 日割計算

本契約においては、理由のいかんを問わず、日割計算を行わないものとします。

IV. 料金の算定期間および支払い

13. 料金の適用開始の時期

料金は、9（供給の開始）にもとづき決定された需給開始日から適用します。

14. 電力使用量の計量および検針

- (1) 使用電力量および最大需要電力は、次項の場合を除き、一般送配電事業者によって設置された記録型計量器により供給電圧と同位の電圧で計量された値とし、30 分単位で計量します。なお、使用電力量の計量の結果は、料金の算定期間ごとにお客さまにお知らせします。
- (2) 計量器の故障等により使用電力量または最大需要電力が正しく計量できない場合には、一般送配電事業者と当社との協議により決定した値とします。この場合、当社は、速やかに一般送配電事業者との協議により決定された値について、お客様に通知するものとします。
- (3) (1)の記録型計量器の検針日は、一般送配電事業者が、以下の各号に定めるところにより、実際に検針を行った日または検針を行ったものとされる日をいいます。
 - イ 検針は、当社がお客様に対しあらかじめお知らせした日（一般送配電事業者の供給地点の属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日および休日等を考慮して定められます。）

において各月ごとに一般送配電事業者により行われ、お客さまが不在等のため一般送配電事業者が検針できなかった場合は、別の日に検針が行われます。

- ロ 一般送配電事業者は、やむをえない事情がある場合には、(3)イにかかわらず、一般送配電事業者がお客さまにあらかじめお知らせした日以外の日に検針を行うことがあります。なお、この場合であっても、一般送配電事業者がお客さまにあらかじめお知らせした日に検針を行ったものとみなされます。
- ハ 一般送配電事業者は、お客さまへの電気の供給開始日から、その直後の供給地点の属する検針区域の検針日までの期間が短い場合、(3)イにかかわらず、各月ごとに検針を行わないことがあります。この場合、供給開始日の直後の、供給地点の属する検針区域において検針を行うとされている日に検針を行ったものとみなされます。
- ニ 一般送配電事業者は、(3)ハに掲げる場合を除くほか、非常変災等特別の事情がある場合、(3)イにかかわらず、各月ごとに検針を行わないことがあります。この場合でも、検針を行わない月については、一般送配電事業者がお客さまにあらかじめお知らせした日に検針を行ったものとみなされます。

15. 料金の算定期間

料金は、以下の各号の場合を除き、「1月」を単位として算定期間とし、「1月」とは、前月の計量日（一般送配電事業者が記録型計量器により計量する場合で、電力量が記録型計量器に記録される日をいい、以下同様とします。）から当月の計量日の前日までの期間（以下「計量期間」といいます。）とします。ただし、お客さまに電気の供給を開始した月の算定期間は、供給開始日から直後の計量日の前日までの期間とし、本契約が消滅した場合の算定期間は、直前の計量日から消滅日の前日までの期間とします。

- (1) 電気の供給を開始し、または本契約が消滅した場合
- (2) 契約内容を変更したことにより、料金に変更があった場合

16. 料金の支払方法および支払期日

- (1) お客さまの料金の支払義務が発生する日は、次によります。
 - イ 原則として検針日とします。ただし、14(2)の場合は、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力が協議によって定められた日とします。
 - ロ 電気需給契約が消滅した場合は、消滅日とします。ただし、特別の事情があって電気需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は、その日とします。
- (2) 料金については、媒介業者（媒介業者が存在しない場合には当社）に対して、媒介業者（媒介業者が存在しない場合には当社）が事前にお客さまと取り決めた方法により支払っていたります。
- (3) (2)にかかわらず、料金を当社に対してお支払いいただく場合は、次の方法に従うものとします。
 - イ 電気料金その他お客さまにご請求する金額の請求書は、当社のウェブサイトを通じた電子データの提供により、または書面の送付により、お客さまにご提供いたします。電子データによる提供の場合は当社が当該電子データをお客様がダウンロード可能な状態においていたことをもって、書面による提供の場合は書面の交付をもってお客さまへご請求を行ったものとします。
 - ロ 電気料金は、毎月、当社が指定した金融機関等を通じて以下の方法によりお支払いいただきます。
 - (a) 原則として、当社が指定した口座へ月毎にお振り込みいただきます。
 - (b) お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出いただきます。
 - ハ お客さまが料金を(a)により支払われる場合は、当社が指定した口座に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。また、(b)により支払われる場合は料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたときといたします。
 - ニ 支払期日は、支払義務が発生した日の属する月の翌月末日とします。
- (4) お客さまに請求する工事費負担金その他の託送供給等約款にもとづき当社が一般送配電事業者から請求を受ける費用（以下「工事費等」といいます。）その他の費用の支払いについては、

媒介業者（媒介業者が存在しない場合には当社）が定める支払期日までに、(2)に定める支払先に対して支払っていただきます。

- (5) 当社が媒介業者に電気料金債権および工事費等に係る債権を譲渡した場合において、前各号に関する取扱いにつき、当該媒介業者が本約款と異なる定めをする場合は、その定めるところによります。

V. 使用

17. 適正契約の保持

当社が、一般送配電事業者から、接続供給契約が電気の使用状態に比べて不適当であるとして、電気の使用状態に応じた適正なものに変更することを求められた場合には、お客さまは、その求められた内容に従い、速やかに本契約を電気の使用状態に応じた適正なものに変更するものとします。

18. 電気の使用に伴うお客さまの協力

(1) 立ち入り業務への協力

当社が本契約の遂行上、需要場所への立ち入りが必要と認める場合、または一般送配電事業者が以下の各号に掲げる業務を実施するため需要場所への立ち入りが必要と認める場合、当社または一般送配電事業者は、お客さまの承諾を得て需要場所へ立ち入ることがあります。この場合には、正当な理由がない限り、お客さまは当社または一般送配電事業者の需要場所への立ち入りを承諾するものとしますが、一般送配電事業者が立ち入る場合においては、一般送配電事業者に対し、所定の証明書の提示を求ることができます。

イ 供給地点に至るまでの一般送配電事業者の供給設備または計量器等需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物の設計、施工（取付けおよび取外しを含みます。）、改修または検査

ロ (7)によって必要となるお客さまの電気工作物の検査等の業務

ハ 不正な電気の使用の防止等に必要な、お客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査またはお客さまの電気の使用用途の確認に関する業務

ニ 計量器の検針または計量値の確認に関する業務

ホ 19（供給の中止または使用の制限もしくは中止）、25(1)および27（契約の解除および期限の利益の喪失）にもとづく供給の停止ならびに契約の終了により必要な処置に関する業務

ヘ その他接続供給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または一般送配電事業者の電気工作物にかかる保安の確認に必要な業務

(2) 電気の使用に伴うお客さまの協力

イ お客さまの電気の使用が、以下の原因等で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または一般送配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設するものとし、特に必要がある場合には、お客さまの負担で供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用するものとします。

(a) 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合

(b) 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合

(c) 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生じる場合

(d) 著しい高周波または高調波を発生する場合

(e) その他(a)から(d)に準ずる場合

ロ お客さまが発電設備を一般送配電事業者の供給設備に接続して使用する場合も、前号に準ずるものとします。

ハ お客さまが電気設備を一般送配電事業者の供給設備に電気的に接続するにあたっては、電気設備に関する技術基準、その他の法令等に従い、かつ、一般送配電事業者の託送供給等約款別冊に定める系統連系技術要件を遵守して、一般送配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によるものとします。

(3) 用地確保等の協力

お客さまは、電気の供給の実施にともない一般送配電事業者が施設または所有する供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等について、協力するものとします。

(4) 施設場所の提供

以下の場合において、一般送配電事業者から電気の供給に伴う設備の施設場所の提供を当社またはお客さまが求められた場合、および当社が必要に応じお客さまの電力負荷を測定するために必要な通信設備の設置場所の提供をお客さまに求めた場合には、お客さまはそれらの場所を無償で提供するものとします。

イ お客さま（共同引込線による引込みで電気を供給する複数のお客さまを含みます。）のみのためにお客さまの土地または建物に引込線もしくは接続装置等の供給設備を施設する場合

ロ 料金の算定上必要な計量器、その付属装置（計量器箱、変成器、変成器の2次配線および計量情報等を伝送するための通信装置等をいいます。）および区分装置（力率測定時間を区分する装置等をいいます。）を取り付ける場合

ハ 通信設備等を設置する場合

ニ 需要場所の電流制限器その他の適当な装置の取付けをする場合

(5) お客さまの電気工作物の使用

お客さまは、以下に掲げるお客さまの所有物については、一般送配電事業者が、無償で使用することができるものとします。

イ お客さまの負担でお客さまが施設した付帯設備（お客さまの土地もしくは建物に施設される供給設備を支持し、または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要なお客さまの建物に付合する設備をいいます。）

ロ お客さまの負担でお客さまが施設した、架空引込線を取り付けるために需要場所内に設置する引込小柱等の補助支持物

ハ お客さまの負担でお客さまが施設した、地中引込線の施設上必要な以下の各号の付帯設備

（a）鉄管、暗きよ等お客さまの土地または建物の壁面等に引込線をおさめるために施設される工作物（引込みの場合のケーブルの引込みおよび引出しのために施設されるものを含みます。）

（b）お客さまの土地または建物に施設される基礎ブロック（接続装置を固定するためのものをいいます。）およびハンドホール

ニ 一般送配電事業者が記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するためにお客さまの電気工作物を使用することを求めた場合における当該お客さまの電気工作物

(6) 調査および調査に対するお客さまの協力等

イ お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかについては、一般送配電事業者、または一般送配電事業者の業務の全部または一部の委託を行った経済産業大臣の登録を受けた調査機関（以下「登録調査機関」といいます。）が、法令で定めるところにより、調査します。この場合、一般送配電事業者または登録調査機関は、必要があるときは、お客さまの承諾を得てお客さまから電気工作物の配線図を提示していただくことがあります。なお、この場合、お客さまは、一般送配電事業者または登録調査機関の係員に対し、所定の証明書の提示を求めるることができます。

ロ お客さまが電気工作物の変更の工事を行った場合には、その工事が完成したとき、速やかにその旨を当社および一般送配電事業者または登録調査機関に通知するものとします。

(7) 保安等に対するお客さまの協力

イ お客さまは、以下の各号の場合には、当社および一般送配電事業者に速やかにその旨を通知するものとします。

（a）お客さまの需要場所内に設置してある引込線、計量器等一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生じるおそれがあるとお客さまが認めた場合

（b）お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生じるおそれがあり、それが一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあるとお客さまが認めた場合

- ロ お客様は、一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をする場合は、あらかじめその内容を一般送配電事業者と当社に通知するものとします。また、お客様は、物件の設置、変更または修繕工事をした後、その物件が一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、速やかにその内容を一般送配電事業者と当社に通知するものとします。この場合、保安上特に必要があるときは、お客様は、一般送配電事業者の求めに応じてその内容を変更するものとします。
- ハ お客様は、一般送配電事業者が必要と認めた場合には、供給開始に先だち、受電電力を遮断する開閉器の操作方法等について、一般送配電事業者と協議するものとします。

(8) 需要情報の通知

当社は、供給計画作成のために、お客様に対して必要な情報の提供をお願いすることがあります。この場合、お客様は、当社の求めに応じて、必要な情報を提供するものとします。

19. 供給の中止または使用の制限もしくは中止

- (1) 当社は、次の場合には、供給期間中に電気の供給を中止、またはお客様に電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。
 - イ 当社または一般送配電事業者の電気工作物に故障が生じ、または故障が生じるおそれがある場合
 - ロ 非常変災等の場合
 - ハ 異常渇水等により電気の需給上やむをえない場合
 - ニ 当社の電気工作物の修繕、変更その他の工事上やむをえない場合
 - ホ その他保安上必要がある場合
- (2) (1)の場合には、当社は、あらかじめわかっている場合はその旨をお客さまにお知らせします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

20. 制限または中止の料金割引

当社は、19(1)によって、電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合においても、料金の減額等は行いません。

21. 損害賠償の免責

- (1) 当社はあらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できない場合であっても、当社の責となる理由による場合を除き、お客様の受けた損害の賠償の責任を負いません。
- (2) 19(1)によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合においても、当社はお客様の受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) お客様が5(2)による措置を講じなかったことによって生じた損害について、当社はその賠償の責を負いません。
- (4) 26(供給の停止)によって電気の供給を停止しもしくは電気需給契約を解約または解除した場合、または期間満了によって電気需給契約が消滅した場合には、その名目、理由の如何を問わず、当社はお客様の受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (5) 当社は、お客様が漏電その他の事故により受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (6) 天候、天災、伝染病、戦争、暴動、労働争議等不可抗力によってお客様もしくは当社が損害を受けた場合、当社もしくはお客様はその損害について賠償の責めを負いません。
- (7) 当社は、一般送配電事業者の責めに帰すべき事由により被ったお客様の損害につき、責任を負わないこととします。

VI. 供給および契約の変更、終了

22. 契約の変更

- (1) お客様が当社指定の方法または書面による申込内容について変更を希望される場合、速やかに当社指定の方法または書面により変更の申込みをするものとします。

2 3. 電気需給約款の変更

- (1) 託送供給等約款が改定された場合、法令、条例または規則等が改正された場合、その他当社が必要と判断した場合には、当社は、本約款を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめ変更後の本約款の内容およびその効力発生時期をインターネットの利用その他の当社が適切と考える方法により周知することとします。この周知が行われ、効力発生時期が到来した場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の本約款によります。
- (2) 消費税法および地方消費税法の改正により消費税等（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税をいいます。以下同様とします。）の税率が変更された場合には、お客さまは変更された税率にもとづいて電気料金その他の債務にかかる消費税等相当額を支払うものとします。
- (3) 本約款の変更にともない、当社が変更の際の供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行う場合、お客さまは以下の方法により行うことについて、あらかじめ承諾していただきます。
- イ 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合、当社が適切と判断した方法により行い、説明および記載をする事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
- ロ 契約変更後の書面交付を行う場合には、当社の名称および住所、お客さまとの契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を、遅滞なく、当社ウェブサイト上のお客さまの会員ページ「<https://mypage.astomos-denki-portal.jp/>」に掲載する方法によりお客さまに契約変更後の書面を交付したものとみなすものとします。これらの事項を記載した書面の交付をご希望の場合にはお問い合わせ先までご連絡下さい。
- ハ 上記にかかわらず、本約款の変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の供給契約の実質的な変更をともなわない内容である場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約変更後の書面交付をしないこととします。

2 4. 名義の変更

相続その他の原因によって、新たなお客さまが、これまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによるすることができます。この場合、新たなお客さまは、当社指定の方法または書面により申し出るものとします。

2 5. お客さまの申し出による解約

- (1) 7(本契約の成立および契約期間)にかかわらず、お客さまは、当社に本契約を解約する旨を、解約希望日とともに当社指定の方法または書面にて解約希望日の 15 日前までに通知（以下「解約通知」といいます。）することで、本契約を解約することができます。なお、お客さまが当社に解約通知をせずに他の小売電気事業者に需給契約の申込みを行ったことによって、電力広域的運営推進機関から当社に解約期日の通知がなされた場合、当該通知をもってお客さまの解約通知とするものとします。
- (2) 本契約は、27(1)にもとづく本契約の解除の場合および以下の各号の場合を除き、当社がお客さまから受領した解約通知に記載された解約希望日または電力広域的運営推進機関から当社に通知された解約期日に終了するものとします。
- イ 次号に該当しない場合において、当社がお客さまの解約通知を解約希望日の 14 日前以降に受領したときは、原則として当社が解約通知を受領した日から起算して 16 日目に本契約が終了するものとします。
- ロ 当社の責に帰さない理由（非常変災等の場合を除きます。）により、お客さまへの電気の供給を終了させるための処置を一般送配電事業者が行えない場合、本契約はお客さまへの電気の供給を終了させるための処置が可能となった日に終了するものとします。
- (3) お客さまが(1)による本契約の解約を行う場合、一般送配電事業者により、一般送配電事業者の設備またはお客さまの電気設備において、お客さまへの電気の供給を終了させるために必要な処置が行われます。なお、この場合には、必要に応じてお客さまは協力するものとします。

- (4) 新たに契約電力を設定した日または契約電力を増加した日から 1 年を経過する日より前にお客さまが(1)によって本契約を解約する場合において、当社が一般送配電事業者から、託送供給等約款にもとづく接続供給にかかる料金および工事費の精算金額の支払いを求められた場合には、お客さまは、当社の請求に応じ、当該精算金額に相当する金額を当社に支払うものとします。

2 6. 供給の停止

- (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて一般送配電事業者に依頼し、電気の供給を停止することがあります。
- イ お客さまの責に帰すべき理由により保安上の危険がある場合
 - ロ お客さまの需要場所内の計量器もしくは電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、当社に重大な損害を与えた場合
 - ハ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
 - ニ 18 (電気の使用に伴うお客さまの協力) によって必要となる措置を講じられない場合
 - ホ その他お客さまがこの需給約款に反した場合
- (2) 当社がお客さまに 17 (適正契約の保持) に定める適正契約への変更および適正な使用状態への改善を求めた場合で、その修正に応じていただけないときには、当社は、一般送配電事業者に依頼し、電気の供給を停止することができます。

2 7. 契約の解除および期限の利益の喪失

- (1) お客さまが、以下の各号のいずれかに該当するときは、当社はお客さまとの本契約を解除することができるものとし、当該解除によって、お客さまは当社または媒介業者に対して負担する一切の債務（当社がお客さまに対する電気料金債権を媒介業者に譲渡した場合の、当該債権に対応するお客さまの債務を含みます。）につき期限の利益を失うものとし、直ちに債務の全額を一括弁済するものとします。この場合、当社は、本契約を解除する 15 日前までに解除日を明示し、お客さまに対して①本契約を解除後、無契約となった場合には電気の供給が止まることおよび②お客さまが希望される場合には、電気を供給することが義務付けられている一般送配電事業者または小売電気事業者から電気の供給を受けることができることを説明します。
- イ 26 (供給の停止) によって、電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事實を解消されないとき。
 - ロ 本契約に基づく電気料金について、媒介業者（媒介業者が存在しない場合には当社）の定める支払期日を経過してなお支払われないとき。
 - ハ 当社とお客さまの他の電気需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金が媒介業者（媒介業者が存在しない場合には当社）の定める支払期日を経過してなお支払われないとき。
 - ニ 本契約によって支払うこととなった工事費等を支払われないとき。
 - ホ 本契約の条項に違反したとき。
- (2) 前項の規定にかかわらず、当社が、小売電気事業の継続が困難と認められる事情が生じたことにより当該小売電気事業を廃止する場合、当社はお客さまとの本契約を解除することができるものとします。この場合、当社はあらかじめお客さまにその旨をインターネットその他当社が適切と判断する方法により周知するものとし、(1)柱書第 2 文の規定を適用します。
- (3) 次の場合には、当社は、そのお客さまについて一般送配電事業者に依頼し、電気の供給を停止するとともに、電気需給契約を解除することができます。
- イ 天候、天災、伝染病、戦争、暴動、労働争議等の不可抗力で、または、相当な期間にわたり日本卸電力取引所の価格が高騰し、当社からお客さまへの電力の供給が困難になると判断した場合、または、困難と見込まれる場合
 - ロ 天候、天災、伝染病、戦争、暴動、労働争議等の不可抗力によって、お客さまの電力需要が大幅に低下した、または、お客さまの需要地が遺失した場合
 - ハ お客さまの需要地が閉鎖、または、所有権の移転を理由として、その電力需要がなくなった場合
- (4) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて一般送配電事業者に依頼し、電気の供給を停止するとともに、電気需給契約を解除することができます。

- イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準じる者（以下「暴力団等」といいます。）であること、または暴力団等であったこと。
 - ロ 自らまたは第三者を利用して、当社または媒介業者に対して詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたこと。
 - ハ 当社または媒介業者に対し、ことさらに、自分自身が暴力団等である旨を伝え、または関係団体もしくは関係者が暴力団等である旨を伝えたこと。
 - ニ 自らまたは第三者を利用して、当社または媒介業者の名誉もしくは信用を毀損し、もしくは業務を妨害したこと、またはそのおそれのある行為をしたこと。
 - ホ 暴力団等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしているとの関係を有すること。
- (5) お客さまが、25（お客さまの申し出による解約）による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社が電気の供給を終了させるための処置を行った日に電気需給契約は消滅するものとします。

28. 供給停止の解除

26(1)、(2)によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消したときには、当社は、速やかに一般送配電事業者に依頼し、電気の供給を再開します。

29. 違約金

- (1) お客さまが 26(1)ハに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金として申し受けことがあります。
- (2) (1)の免れた金額は、電気需給契約、この需給約款および別表に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額とします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できないときは、6 月以内で当社が決定した期間とします。

30. 電気需給契約消滅後の債権債務関係

電気需給契約期間中の料金その他の債権債務は、電気需給契約の消滅によっては消滅しません。

31. 工事費等の負担

- (1) 以下の各号の場合、お客さまは、工事費等を負担するものとします。なお、当社は原則として工事費等の対象となる工事等の着手前に当該費用を申し受けます。
 - イ 本契約にもとづく供給開始にあたって、当社が一般送配電事業者から、お客さまに供給するために必要な設備を当社が施設すること、または一般送配電事業者からその設備の施設にかかる工事費等の費用負担を求められた場合
 - ロ お客さまが、当社を通じて一般送配電事業者の設備にかかる工事等を一般送配電事業者に依頼し、当社が一般送配電事業者から、その工事費等の費用負担を求められた場合
 - ハ その他お客さまの都合にもとづく事情により、当社が一般送配電事業者から、お客さまに供給するために必要な設備を当社が施設すること、または当社が一般送配電事業者から工事費等の費用負担を求められた場合
- (2) イ、ハにおいて当社が施設した設備の所有権は、お客さまがその施設にかかる費用を支払ったときにお客さまに移転するものとします。
- (3) 供給設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって電気供給開始に至らないで電気需給契約を解約または変更する場合は、当社は、一般送配電事業者から請求された費用の実費をお客さまから申し受けます。なお、実際に供給設備の工事を行なわなかつた場合であっても、測量監督等に多額の費用を要し、当該金額を一般送配電事業者から請求されたときは、その実費を申し受けます。

VII. その他

32. 管轄裁判所

お客さまとの電気需給契約に関する一切の紛争については東京地方裁判所をもって第 1 審の専属的合意管轄裁判所とします。

附 則

1. 電気需給約款の実施期日

この需給約款は、2025年5月11日以前に5(1)記載の申込みを行った場合においては2025年9月の検針日から実施します。2025年5月12日以降に5(1)記載の申込を行った場合は、期間の猶予なく実施します。

2. 制定・改定年月日

改定 2025年5月1日

別 表

1. 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計（関税法にもとづき公表される統計をいいます。）の輸入品の数量および価額の値にもとづき、お客さまの供給地点を供給区域とする一般送配電事業者の区分に応じて、次の算式によって算定された値とします。

また、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は10円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A=各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

| 供給区域 | 一般送配電事業者 | α | β | γ |
|--------|-----------------|----------|---------|----------|
| 北海道エリア | 北海道電力ネットワーク株式会社 | 0.1874 | 0.0899 | 1.0036 |
| 東北エリア | 東北電力ネットワーク株式会社 | 0.0259 | 0.2563 | 0.8915 |
| 東京エリア | 東京電力パワーグリッド株式会社 | 0.0048 | 0.3827 | 0.6584 |
| 中部エリア | 中部電力パワーグリッド株式会社 | 0.0275 | 0.4792 | 0.4275 |
| 北陸エリア | 北陸電力送配電株式会社 | 0.0415 | 0.0745 | 1.2499 |
| 関西エリア | 関西電力送配電株式会社 | 0.0140 | 0.3483 | 0.7227 |
| 中国エリア | 中国電力ネットワーク株式会社 | 0.0406 | 0.0992 | 1.1994 |
| 四国エリア | 四国電力送配電株式会社 | 0.0875 | 0.0770 | 1.1770 |
| 九州エリア | 九州電力送配電株式会社 | 0.0053 | 0.1861 | 1.0757 |

ロ 離島平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計（関税法にもとづき公表される統計をいいます。）の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha$$

A=各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

なお、各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

| 供給区域 | 一般送配電事業者 | α |
|--------|-----------------|----------|
| 北海道エリア | 北海道電力ネットワーク株式会社 | 1.0000 |
| 東北エリア | 東北電力ネットワーク株式会社 | 1.0000 |
| 中国エリア | 中国電力ネットワーク株式会社 | 1.0000 |
| 九州エリア | 九州電力送配電株式会社 | 1.0000 |

ハ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、お客さまの供給地点を供給区域とする一般送配電事業者の区分に応じて、次の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

(a) お客さまの供給地点を供給区域とする一般送配電事業者が東京電力パワーグリッド株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社、北陸電力送配電株式会社、関西電力送配電株式会社、四国電力送配電株式会社である場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - X \text{ 円}) \times ((2) \text{ の基準燃料単価} / 1,000)$$

(b) お客様の供給地点を供給区域とする一般送配電事業者が北海道電力ネットワーク株式会社、東北電力ネットワーク株式会社、中国電力ネットワーク株式会社、九州電力送配電株式会社である場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - X \text{ 円}) \times ((2) \text{ の基準燃料単価} / 1,000) + (3) \text{ の離島ユニバーサルサービス調整単価}$$

| 供給区域 | 一般送配電事業者 | 燃料価格 : X |
|--------|-----------------|----------|
| 北海道エリア | 北海道電力ネットワーク株式会社 | 80,800 円 |
| 東北エリア | 東北電力ネットワーク株式会社 | 83,500 円 |
| 東京エリア | 東京電力パワーグリッド株式会社 | 86,100 円 |
| 中部エリア | 中部電力パワーグリッド株式会社 | 45,900 円 |
| 北陸エリア | 北陸電力送配電株式会社 | 79,800 円 |
| 関西エリア | 関西電力送配電株式会社 | 27,100 円 |
| 中国エリア | 中国電力ネットワーク株式会社 | 80,300 円 |
| 四国エリア | 四国電力送配電株式会社 | 80,000 円 |
| 九州エリア | 九州電力送配電株式会社 | 27,400 円 |

二 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格および各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間および各離島平均燃料価格算定期間に對応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間および各離島平均燃料価格算定期間に對応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

| 平均燃料価格算定期間 離島平均燃料価格算定期間 | 燃料費調整単価適用期間 |
|---|-----------------------|
| 毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間 | その年の 6 月の料金に関わる計量期間等 |
| 毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間 | その年の 7 月の料金に関わる計量期間等 |
| 毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間 | その年の 8 月の料金に関わる計量期間等 |
| 毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間 | その年の 9 月の料金に関わる計量期間等 |
| 毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間 | その年の 10 月の料金に関わる計量期間等 |
| 毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間 | その年の 11 月の料金に関わる計量期間等 |
| 毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間 | その年の 12 月の料金に関わる計量期間等 |
| 毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間 | 翌年の 1 月の料金に関わる計量期間等 |
| 毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間 | 翌年の 2 月の料金に関わる計量期間等 |
| 毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間 | 翌年の 3 月の料金に関わる計量期間等 |
| 毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間 | 翌年の 4 月の料金に関わる計量期間等 |
| 毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間） | 翌年の 5 月の料金に関わる計量期間等 |

ホ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量にハによって算定された燃料費調整単価を適用して算定します。

(2) 基準燃料単価

基準燃料単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、お客様の供給地点を供給区域とする一般送配電事業者の区分に応じて、次のとおりとします。

| 供給区域 | 一般送配電事業者 | 基準燃料単価 | |
|--------|-----------------|-------------|----------|
| 北海道エリア | 北海道電力ネットワーク株式会社 | 1 キロワット時につき | 17 銭 3 厘 |
| 東北エリア | 東北電力ネットワーク株式会社 | 1 キロワット時につき | 19 銭 7 厘 |
| 東京エリア | 東京電力パワーグリッド株式会社 | 1 キロワット時につき | 18 銭 3 厘 |
| 中部エリア | 中部電力パワーグリッド株式会社 | 1 キロワット時につき | 23 銭 3 厘 |
| 北陸エリア | 北陸電力送配電株式会社 | 1 キロワット時につき | 16 銭 5 厘 |

| | | | |
|-------|----------------|------------|-------|
| 関西エリア | 関西電力送配電株式会社 | 1キロワット時につき | 16銭5厘 |
| 中国エリア | 中国電力ネットワーク株式会社 | 1キロワット時につき | 21銭2厘 |
| 四国エリア | 四国電力送配電株式会社 | 1キロワット時につき | 15銭4厘 |
| 九州エリア | 九州電力送配電株式会社 | 1キロワット時につき | 13銭6厘 |

※上記基準燃料単価は消費税等相当額を含みます。

(3) 離島ユニバーサルサービス調整単価

イ 離島ユニバーサルサービス調整単価の算定

離島ユニバーサルサービス調整単価は、お客さまの供給地点を供給区域とする一般送電事業者が以下の者である場合に限り発生するものとし、次の算式によって算定された値とします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$\text{離島ユニバーサルサービス 調整単価} = (\text{離島平均燃料価格} - X \text{ 円}) \times (\text{口の離島基準単価} / 1,000)$$

| 供給区域 | 一般送配電事業者 | 燃料価格 : X |
|--------|-----------------|----------|
| 北海道エリア | 北海道電力ネットワーク株式会社 | 79,300円 |
| 東北エリア | 東北電力ネットワーク株式会社 | 79,300円 |
| 中国エリア | 中国電力ネットワーク株式会社 | 79,300円 |
| 九州エリア | 九州電力送配電株式会社 | 79,300円 |

ロ 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

| 供給区域 | 一般送配電事業者 | 離島基準単価 | |
|--------|-----------------|------------|----|
| 北海道エリア | 北海道電力ネットワーク株式会社 | 1キロワット時につき | 1厘 |
| 東北エリア | 東北電力ネットワーク株式会社 | 1キロワット時につき | 1厘 |
| 中国エリア | 中国電力ネットワーク株式会社 | 1キロワット時につき | 1厘 |
| 九州エリア | 九州電力送配電株式会社 | 1キロワット時につき | 3厘 |

※上記離島基準単価は消費税等相当額を含みます。

(4) 燃料費調整単価のお知らせ

当社は、(1)ハによって算定された燃料費調整単価をあらかじめお客さまにお知らせします。

2. 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の5月の料金に係る計量期間の始期から翌年の4月の料金に係る計量期間の終期までの期間に使用される電気に適用します。a

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定します。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

ロ 再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた事業所に係るお客さまの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、お客さまからの申出の直後の5月の料金に係る計量期間の始期から翌年の4月の料金に係る計量期間の終期（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、当該認定を取り消された日を含む計量期間の終期とします。）までの期間に使用される電気に係る再生可能エネルギー発電に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金につき、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合を乗じて得た

金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものとします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てます。

また、お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合、または再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項もしくは第6項の規定により認定を取り消された場合は、速やかにその旨を当社に申し出ていただきます。